

議案第 3 1 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

四万十町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

四万十町手数料条例（平成 18 年四万十町条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表建築・住宅の部に次のように加える。

町道証明	1 通につき	200 円	
住宅耐震改修証明	1 通につき	200 円	
地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項 の規定に基づく証明	1 通につき	200 円	

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。